

期間	重点事項	都市計画課	都市整備課	建築指導課	住宅営繕課	区画整理課	下水道課
発災直後～おおむね2週間	人命救出・被害状況把握	発災後の初動期は、人命救出を最優先とし、被害状況の把握に努める。建築指導課は、被災建築物の応急危険度判定作業の実施。人心が不安定な時期に復興の話を検討することは、不可能なため、人命救出と状況把握及び応急的な被災者の支援を中心とした活動を行う。					
2週間～2ヶ月	被災状況の把握、整理	着手 済 課税課等の被災状況報告を整理し大規模な被害のあった地域を把握する。		着手 済 応急危険度判定結果に基づく、被災状況の集約を行う。			
	市復興方針の決定 (震災復興本部は被災情報をもとに市復興方針について検討し決定する。)	着手 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討する。 (都市計画の観点から復興方策を探る。最終決定は震災復興本部)	着手 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討する。 (都市計画の観点から復興方策を探る。最終決定は震災復興本部)	着手 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討する。 (都市計画の観点から復興方策を探る。最終決定は震災復興本部)	着手 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討する。 (都市計画の観点から復興方策を探る。最終決定は震災復興本部)	着手 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討する。 (都市計画の観点から復興方策を探る。最終決定は震災復興本部)	着手 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討する。 (都市計画の観点から復興方策を探る。最終決定は震災復興本部)
	緊急復興地区の決定	着手 済 緊急に面的整備等が必要と判断される地区について建築指導課、県と協議し緊急復興地区として定める。		着手 済 緊急に面的整備等が必要と判断される地区について都市計画課と協議し緊急復興地区として定める。必要に応じて県と協議する。			
	緊急復興地区について建築基準法第84条に基づく建築制限区域指定	着手 済 県との協議のための資料を整える。  着手 済 県と協議し、指定日の調整などを行う。	状況に応じて必要があれば速やかに対応する  建築基準法第85条第1項において、指定した区域内では、災害により破損した建築物の応急修繕又は、次に掲げるもので、一月以内に工事に着手するものは、建築基準法令の規定は適用しない。 1 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救	着手 済 地区指定のための指定図書を作成する。  着手 済 県と協議し、指定日の調整などを行う。  済 ( 年 月 日指定) 建築制限区域の指定 (地区名: ) (地区名: ) (地区名: )  着手 済 地区住民に対して公告を行う。 公告 復興ニュースなどの広報 報道機関からの広報 期間は発災後1ヶ月とする。  着手 済 建築相談窓口を設置し相談業務を行う			
	緊急復興地区における建築制限期間の延長	着手 済 延長が必要な場合の資料を整える。  着手 済 県と協議し、延長に関する調整を行う。		着手 済 延長が必要な場合の資料を整える。  着手 済 県と協議し、延長に関する調整を行う。  済 ( 年 月 日延長) 建築制限区域の指定延長  着手 済 地区住民に対して公告を行う。 公告 復興ニュースなどの広報 報道機関からの広報 期間は発災後2ヶ月とする。			
被災市街地復興推進地域の指定 (都市計画法第10条の4)	着手 済 計画案を作成する。  着手 済 必要に応じ関係課と協議する。  着手 済 県と都決についての下協議を行う。  着手 済 地域住民への説明会を開催する。  着手 済 計画案を縦覧し、意見を求める。  着手 済 都市計画審議会委員へ会議招集連絡を行う。  済 決定告示( 年 月 日告示)  着手 済 地区住民に対して周知を行う。 復興ニュースなどの広報 報道機関からの広報	着手 済 事業化について検討する。	着手 済 建築基準法第84条、第85条に関する建築物違反処理を実施	着手 済 被災市街地復興推進地域を中心に住宅復興支援策などを検討する。 (住宅建設資金融資対策、家賃軽減策など)	着手 済 事業化について検討する。	着手 済 事業化について検討する。	
その他の業務	着手 通常の都計法関連事務の処理 (都市計画法第53条、地区計画、土地利用等)  緊急復興地区外の申請相談業務などの処理。		着手 通常の建築行為等に対する許可事務 緊急復興地区外の区域における建築確認申請 仮設住宅建設に支障がないことや、 各種の市計画に支障がないこと、 また、官民境界などの確認が容易でないこと	着手 仮設住宅建設に関して、被災市街地復興推進地域のエリア内であれば、建設に関して留意すること (仮設住宅位置について、将来的な基盤整備の支障とならない位置となるよう事前に調整の必要がある。)			

期間	重点事項	都市計画課	都市整備課	建築指導課	住宅営繕課	区画整理課	下水道課
		官民境界などの確認が容易でないことなどに留意する。		などに留意する。	着手 済 仮設住宅の建設を行う。		
2ヶ月～2年	被災市街地復興推進地域内における建築制限	着手 地域内の建築について53条許可申請業務の処理。		着手 建築行為等に対する許可事務地域内についての制限内容チェック			
	被災市街地復興推進地域内における土地区画整理事業等の原案作成	着手 済 地区内住民の協議の場を設置する。  着手 済 住民と協議しながら事業化に向けた具体的な整備手法を決めていく。 (区画整理、再開発、地区計画、都市施設など)  着手 済 庁内関連課と事業化へ向けた検討。  着手 済 庁内関連課と事業化へ向けた検討。  着手 済 原案が固まってきたら、住民説明会を開催し、地区住民の意思確認を行う。  着手 済 都市計画決定のための図書を作成する。  着手 済 必要に応じ、県と事前協議を行う。	着手 済 住民と協議しながら事業化に向けた具体的な整備手法を決めていく。 (区画整理、再開発、地区計画、都市施設など)  着手 済 庁内関連課と事業化へ向けた検討。  着手 済 検討作業をもとに補助メニューを選択する。  着手 済 必要に応じ、県と事前協議を行う。		着手 済 被災市街地復興推進地域を中心に住宅復興支援策などを実施。 (住宅建設資金融資対策、家賃軽減策など)  着手 済 住民と協議しながら事業化に向けた具体的な整備手法を決めていく。 (区画整理、再開発、地区計画、都市施設など)  着手 済 庁内関連課と事業化へ向けた検討。  着手 済 検討作業をもとに補助メニューを選択する。  着手 済 必要に応じ、県と事前協議を行う。	着手 済 住民と協議しながら事業化に向けた具体的な整備手法を決めていく。 (区画整理、再開発、地区計画、都市施設など)  着手 済 庁内関連課と事業化へ向けた検討。  着手 済 検討作業をもとに補助メニューを選択する。  着手 済 必要に応じ、県と事前協議を行う。	
	案の決定	着手 済 案の縦覧の準備 縦覧実施、意見募集					
	都計審の開催	着手 済 都市計画審議会委員へ会議招集連絡を行う。  着手 済 都市計画審議会の開催・案の決定  着手 済 事業手法により県知事同意又は決定。  済 決定告示( 年 月 日告示)					
都市計画決定後引き続き作業を進める	事業認可事務		着手 済 事業認可事務手続き  済 事業認可( 年 月 日)			着手 済 事業認可事務手続き  済 事業認可( 年 月 日)  着手 区画整理事業とした場合の76条許可の事務処理。	着手 済 事業認可事務手続き  済 事業認可( 年 月 日)
	焼津市全域についての都市復興基本計画の策定(被災市街地復興推進地区を含む)	着手 済 総合計画、復興方針などを考慮し、都市復興基本計画を策定する。 必要に応じ、都市計画審議会委員などの意見を求める。  着手 済 計画の骨子について公表し、市民の意見を求める。  済 計画策定( 年 月 日)			着手 済 都市復興計画と同時進行で住宅復興計画の策定を行う。  済 計画策定( 年 月 日)		
	市都市計画マスタープランの改訂	着手 済 被災市街地復興推進地域以外の地域の復興方針等の決定  着手 済 都市計画に関する基本的な方針の改訂作業の開始。  着手 済 基本方針案について公表し、市民の意見を求める。  着手 済 都市計画審議会委員へ基本方針案の説明  着手 済 基本方針の決定の後、市都市計画マスタープランの改訂作業へ着手する。 (住民意見の取り入れ方法についても検討)					

期間	重点事項	都市計画課	都市整備課	建築指導課	住宅営繕課	区画整理課	下水道課
		<p>着手 済 都市計画審議会を開催し、案の審議を行う。</p> <p>済 市都市計画マスタープランの改訂</p>					